

多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）
業務委託に係るプロポーザル募集要項

東京都多摩市

目次

1	募集の趣旨	1
2	プロポーザルの基本事項	1
	（1）本委託の概要	
	（2）業務目的	
	（3）プロポーザルの募集方式	
	（4）プロポーザルの目的	
	（5）主催者	
	（6）事務局	
	（7）契約目途額	
	（8）支払条件	
	（9）スケジュール（予定）	
3	多摩市役所本庁舎建替事業の概要及びスケジュール	2
4	参加条件	3
5	参加等に対する制限	4
6	業務実施上の条件	4
	（1）再委託の禁止	
	（2）チーム編成について	
7	提出書類等	5
	（1）参加表明書等の提出について	
	（2）業務提案書等の提出について	
	（3）プロポーザルに係る費用について	
8	審査委員会	8
9	審査方法	9
	（1）参加資格の審査	
	（2）第一次審査（書類選考）	
	（3）第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	
	（4）審査結果	
10	評価基準	9
	（1）評価基準及び配点	
11	質疑及び回答	10
12	プロポーザル業務提案書等の無効について	10
13	審査結果の発表（予定）	10
14	その他	10
	（1）関係資料の公開について	
	（2）契約内容（仕様書の内容）の調整	
	（3）その他	

多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）業務委託に係る公募型プロポーザル方式についての募集要項

1 募集の趣旨

多摩市役所本庁舎建替事業における多摩市役所本庁舎建替基本設計業務（以下「基本設計業務」という。）の実施並びに実施設計・施工業務の事業者選定を行うにあたり、発注者支援業務（コンストラクション・マネジメント（以下「CM」という。))を行う最適な事業者について、公募型プロポーザル方式によって参加事業者からの提案を審査して選定するための募集要項を定める。

2 プロポーザルの基本事項

（1）本委託の概要

件名 多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）業務委託

①履行期間：契約締結の翌日から令和9年9月30日（木）まで

ただし、履行期間内に本事業の実施設計・施工者選定が完了していない場合は、発注者と受託者で協議のうえ、実施設計・施工者選定段階CM業務の終了日まで履行期間を延長することがある。

②業務概要：基本設計業務段階並びに基本設計先行型デザインビルド方式による実施設計・施工者の選定段階における支援業務

※業務内容については、「多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（2）業務目的

基本設計業務段階並びに基本設計先行型デザインビルド方式による実施設計・施工者の選定段階において、設計・建築工事等に関する専門的な知識や品質・コスト・工期等のマネジメントに関する能力やノウハウ等を有する事業者の発注者支援を受けることで事業費の抑制と円滑な事業の実施を図ることを目的とする。

（3）プロポーザルの募集方式：公募型

（4）プロポーザルの目的

本業務では、受託者は発注者側に立ち、建設スケジュールやコスト、品質等を管理する必要があり、実施体制等の業務遂行能力や他自治体の庁舎建設の支援実績等について総合的に評価する必要がある。本委託の発注にあたっては、受託を希望する事業者から多くの参加を促すとともに、審査の過程で取組体制等について確認するため、単に価格のみの競争ではなく、企画力、実績等を踏まえ、公募型プロポーザル方式により事業者を決定する。

（5）主催者：多摩市

(6) 事務局：多摩市総務部総務契約課 新庁舎整備係

住所：〒206-8666 多摩市関戸六丁目12番地1

電話：042-338-6858

E-mail：tm041000@city.tama.tokyo.jp

(7) 契約目途額：91,892,900円（消費税込み）

※この価格を超えた見積金額は失格となります。

(8) 支払条件：完了払

(9) スケジュール（予定）

〈令和7年〉

11月5日（水）	: プロポーザル公示、公募開始（公式ホームページ）
11月21日（金）	: 参加表明書受付締め切り・参加資格審査
11月28日（金）	: 参加決定通知
11月28日（金）～（令和8年）1月6日（火）	: 提案書受付期間
11月28日（金）～12月12日（金）	: 質問受付期間
12月17日（水）	: 質問回答

〈令和8年〉

1月15日（木）	: 第一次審査（提案書による審査）
1月16日（金）	: 第一次審査結果通知
2月3日（火）	: 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングによる審査）、最適受託候補者・次席者決定
2月20日（金）	: 第二次審査参加者全員へ通知
2月末まで	: 仕様書内容等調整
3月上旬	: 契約締結

3 多摩市役所本庁舎建替事業の概要及びスケジュール

① 事業名称 多摩市役所本庁舎建替事業

② 事業内容 現庁舎敷地内に新庁舎を建設し、機能移転後に現庁舎を解体

③ 建設場所 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

④ 構造・規模 免震構造・延床面積約18,300㎡（基本計画における計画内容）

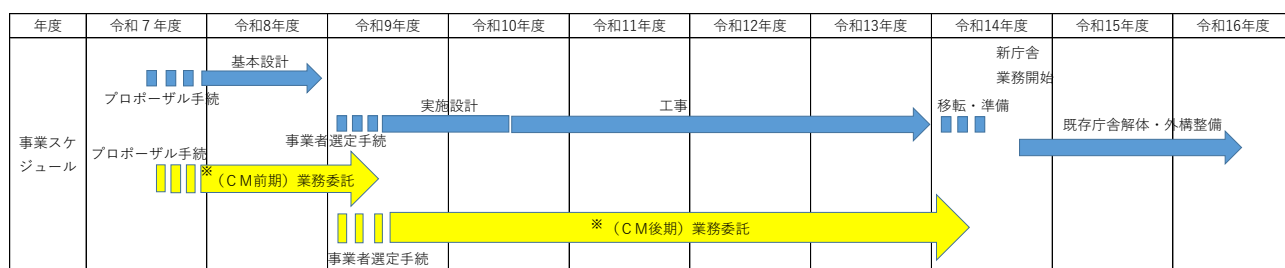
⑤ 概算事業費 約174億円

※概算事業費は多摩市役所本庁舎建替基本計画による試算であり、建設工事費、設計監理費等、造成・外構工事費（敷地内）、解体費、消費税等を含む。

⑥ 完了予定 令和14年度新庁舎供用開始、令和16年度施設全体供用開始（予定）

⑦ 計画概要 「多摩市役所本庁舎建替基本計画」を参照のこと

(<https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/tatekae/arikata/1012264/1016102.html>)



※ (CM前期) 業務委託は、基本設計の支援及び基本設計先行型デザインビルド方式による実施設計・施工者の選定の支援、(CM後期) 業務委託は、実施設計・施工の支援及び付帯工事等の支援を予定

4 参加条件

本プロポーザルに参加するために必要な条件は、参加表明書提出日から契約締結日までの全期間において、次の条件を全て満たすものとします。

- ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者名簿に登録された業者（以下、「電子登録業者」という。）で、電子自治体「多摩市」、申請業種「建築設計」に登録があること。
- ②関東地区（東京都・神奈川県・埼玉県・群馬県・栃木県・茨城県・千葉県）に本社または支社があること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、多摩市の契約案件において、過去3年間、同法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者。
- ④業務提案書提出期限時において、多摩市から指名停止処分を受けていないこと。
- ⑤経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき、更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。また、契約時に上記経営不振の状態にあるものは契約しない。
- ⑥単体企業であること。
- ⑦認定コンストラクション・マネジャー（日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し登録した者。以下「CCMJ」という。）及び一級建築士が各5名以上所属していること。
- ⑧コンストラクション・マネジメント業務受託者（以下「CMr」という。）として、平成27年4月1日以降に、同種業務を元請で行った実績があること。同種業務とは以下に示す業務をいう。
同種業務

令和六年国土交通省告示第八号別添二のうち類型第四号第2類（庁舎に限る。）に該当し、日本国内で国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡以上の建物（複合施設の場合、庁舎部分の延床面積が5,000㎡以上とする。）の新築、増築又は改築に伴って行われたCM業務。

- ⑨多摩市議会政治倫理条例及び多摩市長等政治倫理条例に基づき、多摩市議会議員等本人及び配偶者並びにこれらの二親等内の親族が経営する企業等、又は議員等が実質的な支配力を持つと思われる企業等でないこと。
- ⑩多摩市役所本庁舎建替基本設計業務委託の応募者及びその応募者と資本・人事面等において関連がある企業ではないこと。

なお、「資本・人事面において関連がある」とは、次のア～ウのいずれかに該当することをいう。
本用語は、以後も同一の意味を有するものとする。

ア 一方の会社もしくはその代表権を有する役員が他方の会社の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合のこと。

イ 一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている場合のこと。

ウ 一方の会社の代表権を有する役員の子親等内の親族が他方の会社を経営する場合のこと。

⑪資本・人事面において関連がある企業が本プロポーザルに参加していないこと。

5 参加等に対する制限

①参加希望者からの応募は、1点に限る。

②応募者は、連名による応募はできない。

6 業務実施上の条件

(1) 再委託の禁止

契約の履行の全部または主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。業務遂行上のやむを得ない理由により一部業務の再委託を行う際は、発注者と協議し、承諾を得なければならない。

(2) チーム編成について

本業務の実施にあたり、以下の資格及び実績要件を満たす者でチームを編成して作業を進めること。なお、実績要件については、対象とする各分野に関連するCM業務等に携わり、平成27年4月1日から提出期限までに業務が完了しているものとする。

①管理技術者の資格及び実績要件

本業務の技術的管理を行う者として配置することとし、CCMJ及び一級建築士の資格を有し、CMrとして同種業務（本要項「4 参加条件、⑧のとおり」）のCM業務に携わった実績がある者であること。

②CM業務等を担当する各分野の主任担当技術者の資格及び実績要件

ア 建築(意匠)

CCMJ及び一級建築士の資格を有する者で、CM業務に携わった実績があること。

イ 建築(構造)

一級建築士又は構造設計一級建築士の資格を有する者で、CM業務に携わった実績があること。

ウ 電気設備

一級建築士又は建築設備士もしくは設備設計一級建築士の資格を有する者で、CM業務に携わった実績があること。

エ 機械設備

一級建築士又は建築設備士もしくは設備設計一級建築士の資格を有する者で、CM業務に携わった実績があること。

オ 建設コスト管理

CCMJ又は建築コスト管理士もしくは建築積算士の資格を有する者で、CM業務に携わった実績があること。

カ 工事施工計画

ＣＣＭＪ又は一級建築士もしくは一級建築施工管理技士の資格を有する者で、ＣＭ業務に携わった実績があること。

キ 発注及び契約支援

ＣＣＭＪ又は一級建築士の資格を有する者で、ＣＭ業務に携わった実績があること。

③ 技術者の兼任規定

ア 管理技術者は主任担当技術者との兼任は認めない。

イ 建設コスト管理主任担当技術者、工事施工計画主任担当技術者、発注及び契約支援主任担当技術者については、各々、他の主任担当技術者との兼任を認める。

7 提出書類等

(1) 参加表明書等の提出について

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書等を提出すること。

①提出書類、提出部数

		データ形式
① 参加表明書	様式 1 (及び別紙)	PDF
② 資格及び実績が確認できる資料	任意	PDF

※各様式は市のホームページから入手すること。

②提出期間

令和 7 年 11 月 5 日 (水) ～11 月 21 日 (金) 午後 4 時まで

(受付時間：土日祝日を除く午前 9 時から正午および午後 1 時から午後 4 時まで)

③提出方法

提出日までに電子メールで「7 (1) ④」の電子メールアドレスへ送付すること。送付後に必ず電話でその旨、事務局へ連絡すること。

※送付するデータ容量は合計 7 MB 以下にすること。

④送付先

多摩市役所本庁舎 (B 棟) 3 階 総務部 総務契約課 新庁舎整備係

住所：〒206-8666 多摩市関戸六丁目 1 2 番地 1

電話：042-338-6858

E-mail：tm041000@city.tama.tokyo.jp

⑤提出資料の記入上の留意事項

ア 参加表明書 (様式 1 及び別紙)

様式に則り、参加表明書 (様式 1) を提出すること。その際、代表者印の押印及び、参加条件を満たしていることを確認し、チェック欄への記入を行うこと。

※代表印を押印したスキャンデータを提出すること。

イ 様式 1 は A 4 1 枚で作成すること。

ウ 契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもののほか、用途・規模等が同種業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。

エ ＣＣＭＪ及び一級建築士が各 5 名以上所属していることがわかる資料として、各資格証の

写しを添付すること。

オ 会社の概要がわかる資料を添付すること。

⑥その他留意事項

ア 参加表明書に関する質問

電子メールで２（６）の電子メールアドレスへ任意様式で送付すること。その他の手法での質問は受け付けない。送付後に必ず電話でその旨、事務局へ連絡すること。回答は、事務局で都度対応し、参加表明者全員への周知は実施しない。また、提案書関係の質問は受け付けない。

（２）業務提案書等の提出について

①提出書類、提出部数

		データ形式
① 技術者資料		—
ア 参加者に所属する技術者数及び有資格者数	様式 2	PDF及びExcel
イ 参加者の同種・類似業務実績	様式 3	PDF及びExcel
ウ 管理技術者の経歴等	様式 4－1	PDF及びExcel
エ 各主任担当技術者の経歴等	様式 4－2～4－8	PDF及びExcel
② 資格及び実績が確認できる資料	任意	PDF
③ 業務提案書		—
ア 表紙	様式 5－1	PDF
イ 業務実施方針・体制	様式 5－2	PDF
ウ テーマ別業務提案書	様式 5－3～5－5	PDF
④ 見積書及びその内訳	様式 6 ※内訳は任意	PDF

※各様式は市のホームページから入手すること。

②提出期間

令和 7 年 11 月 28 日（金）～令和 8 年 1 月 6 日（火）午後 4 時まで

（受付時間：土日祝日及び年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）を除く午前 9 時から正午および午後 1 時から午後 4 時）

③提出方法

提出日までに電子データを電子媒体（CD－R 若しくはDVD－R）に格納し、1 部提出場所に持参又は郵送（必着）すること。なお、持参の場合は必ず事前に電話連絡し、日程調整のうえ来庁すること。

④提出場所

本要項「7 提出書類等（1）④」と同じ。

⑤提出資料の記入上の留意事項

ア 参加者に所属する技術者数及び有資格者数（様式 2）

各担当業務分野におけるそれぞれの技術職員数・資格について記入すること。なお、対象とする資格は様式のとおりとする。

イ 参加者の同種・類似業務実績（様式 3）

同種業務もしくは類似業務の実績を5件以内で記入すること。同種業務、類似業務とは以下に示す業務をいう。

a 同種業務

令和六年国土交通省告示第八号別添二のうち類型第四号第2類（庁舎に限る。）に該当し、日本国内で国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡以上の建物（複合施設の場合、庁舎部分の延床面積が5,000㎡以上とする。）の新築、増築又は改築に伴って行われたCM業務。

b 類似業務

令和六年国土交通省告示第八号別添二類型第四号第2類に該当し、延床面積5,000㎡以上の建物（複合施設の場合、該当する用途部分の延床面積が5,000㎡以上とする。）の新築、増築又は改築に伴って行われたCM業務。

なお、記入した業務については、契約書の鑑の写し、業務の完了が確認できるもののほか、用途・規模等が同種業務又は類似業務に該当することが正確に確認できる資料等を参考資料として添付すること。

ウ 管理技術者及び各分野主任担当技術者の経歴等（様式4-1～様式4-8）

本業務を担当する管理技術者及び各分野主任担当技術者について、次に従い記入すること。

1) 資格

資格の種類は、本要項「6 業務実施上の条件、(2) チーム編成について」及び評価基準「3 (1) (B) 配置技術者の資格」を確認の上、必要な資格について記入すること。

2) 同種・類似業務の実績

本要項「7 提出書類等、(2) ⑤」の実績による。

※保有資格及び雇用関係を証するものの写し並びに同種・類似業務における当該技術者の立場及び従事したことを証する書類を添付すること。

エ 業務提案書表紙（様式5-1）

代表者印を押印したスキャンデータを提出すること。

オ 業務実施方針・体制（様式5-2）

多摩市役所本庁舎建替事業及び多摩市の特性を十分に理解した上で、以下の内容を記載すること。

- 1) 本業務に対する提案者の取り組み方針と体制
- 2) 各業務担当チームの特徴
- 3) 業務上特に配慮する事項

カ テーマ別業務提案書（様式5-3～5-5）

多摩市役所本庁舎建替事業及び多摩市の特性を十分に理解した上で、以下の内容を記載すること。

- 1) 事業手法を踏まえた品質、スケジュール、コスト管理について
- 2) 業者選定におけるプロセス及び評価のポイント
- 3) 課題認識とその解決手法について

キ 見積書及びその内訳（様式6）

消費税及び地方消費税を含まない金額とすること。

【留意点1】見積金額が、業務量の目安に比べ著しく乖離していると判断した場合は、その妥当性について聴取することがある。

【留意点2】見積金額が、本要項「2 プロポーザルの基本事項、(7)」の上限を超えているものは失格とする。

⑥その他留意事項

ア 業務提案書等は電子データとして電子媒体（CD-R若しくはDVD-R）に格納し、1部提出すること。データ形式は、様式2～4-8はPDF及びMicrosoft Excel形式、様式5-1～5-5、6はPDF形式とすること。

イ 様式5-2～5-5はA3 1ページ、その他の資料はA4 1ページで作成すること。

ウ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは、原則10ポイント以上（図表中を除く）とすること。また、文書を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、基本的な考え方をわかりやすく簡潔に記述すること。

エ 業務提案書には、提案者を特定することができる内容の記述（社名や実績の名称など）は用いないこと。なお、プレゼンテーション及びヒアリングにおける発言についても、同様とする。

オ 郵送の場合、送料は参加者負担とする。受取人払いについては受付けない。郵送については、封筒などの表面に、「多摩市役所新庁舎建替CM前期プロポーザル提案書在中」と朱書きすること。また、多摩市は、郵送中の破損、遅延などの責任を負わない。

カ 提出資料について、事務局から事実関係等について問合せをする場合がある。

(3) プロポーザルに係る費用について

プロポーザルに要した費用、旅費、その他このプロポーザルに要した費用の一切については参加者の負担とする。

8 審査委員会

本委託の事業者選定に関する審査は「多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）業務委託に係るプロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）にて行う。

審査委員会の委員構成は以下のとおりとする。

委員長 多摩市総務部参事（新庁舎の整備に関することを担当する者に限る。）

副委員長 多摩市総務部新庁舎整備担当課長

委員 多摩市企画政策部資産活用担当課長

委員 多摩市企画政策部施設保全課長

委員 多摩市企画政策部特定施設担当課長

審査委員会の事務局は、多摩市総務部総務契約課にて行う。

9 審査方法

本委託の事業者選定に関する審査は以下のとおり行う。

(1) 参加資格の審査

提出された参加表明書をもとに参加資格の審査を行い、市が参加資格を有すると認めた者に対し、参加決定通知書を電子メールで送付する。参加決定通知書は令和7年11月28日（金）を目途に送付する。

(2) 第一次審査（書類選考）

第一次審査では、提出された業務提案書等の書類を基に、事務局において書類の確認及び採点を行い、審査委員会において上位数者（概ね5者程度）を第一次審査通過者として決定の上、結果を全ての参加者に対して電子メールで通知する。第一次審査通過者には第二次審査の開催日時や注意事項等を電子メールで通知する。

なお、第一次審査では価格点は審査対象外とする。

(3) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第二次審査では、第一次審査を通過した者による提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において採点を行う。

プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は以下のとおりとする。

①日 程：令和8年2月3日（火）予定（日程については別途連絡をする。）

②出 席 者：本業務を担当する管理技術者、建築（意匠）を必須とし、その他各業務主任担当技術者を含め、計3名以内とする。ただし、やむを得ない事情により前記必須とする技術者が参加できない場合は事前に本市に連絡し、代理者の参加承諾を受けること。

③所要時間：1参加者30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）

(4) 審査結果

第一次審査、第二次審査及び価格点の合計点に基づき最適受託候補者並びに次席者を選定する。結果を全ての第二次審査参加者に対して電子メールで通知する。

10 評価基準

(1) 評価基準及び配点

審査の項目ごとの配点は以下のとおりとし、詳細は「評価基準」において規定する。

審査は第一次審査、第二次審査及び価格点の合計点に基づいて行う。

① 第一次審査（書類選考） 150点

- | | |
|---------------|-------|
| (A) 参加者の評価 | 38点満点 |
| (B) 各技術担当者の資格 | 32点満点 |
| (C) 各技術担当者の実績 | 80点満点 |

② 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 270点（委員一人当たり54点）

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (A) 業務実施方針・体制 | 90点満点（委員一人当たり18点） |
| (B) 業務提案（テーマ1、2、3） | 180点満点（委員一人当たり36点） |

③ 価格点 50点

合計点 470点（第一次審査150点＋第二次審査270点＋価格点50点）

1.1 質疑及び回答

このプロポーザルに関する質疑は、参加事業者より質疑書（様式7）により、多摩市総務部総務契約課宛の電子メールにて行うものとし、送信後に電話連絡を行うこと。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けない。メールの件名は、「多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）業務委託（会社名）」とし、ファイル形式はPDFとすること。

①送付先アドレス：tm041000@city.tama.tokyo.jp

②電話番号：042-338-6858

③質問受付期間：令和7年11月28日（金）～12月12日（金）午後4時まで

④質問回答：令和7年12月17日（水）

⑤提案書受付期間：令和7年11月28日（金）～令和8年1月6日（火）午後4時まで

※参加決定通知を受けたもののみ対象

⑥回答方法：市公式ホームページに質疑及び回答を公開する。

⑦質問回答は、募集要項及び関係する書類の追加または修正とみなす。

1.2 プロポーザル業務提案書等の無効について

以下の条件の一つ以上に該当する場合は無効とする。

①本要項に示された条件に合致しないもの。

②本要項に示された記載事項の全部または一部が記載されていないもの及び記載事項以外の内容が記載されているもの

③許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

④表紙以外の業務提案書において、社名・実績や写真等、提案者が判別できるような事項を掲載したもの。

⑤プロポーザル参加表明書が提出されていないもの。

⑥本プロポーザルに関して、審査委員に不当接触した者又は接触しようとした者

⑦本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合。

⑧その他、審査委員会が不適格と認めた者

1.3 審査結果の発表（予定）

①第一次審査結果：令和8年1月16日（金） プロポーザル参加者全員に電子メールで通知する。

②第二次審査結果：令和8年2月20日（金） 第二次審査参加者全員に電子メールで通知する。

※最適受託候補者、次席者になった場合は、事業者名等を公式ホームページに公表する。

1.4 その他

（1）関係資料の公開について

多摩市役所本庁舎建替事業についての関連計画、過年度の検討、提案書等の作成に関わる情報、資料等は市公式ホームページにおいて公表しているため、必要に応じて参照すること。

(2) 契約内容（仕様書の内容）の調整

市は最適受託候補者と、契約内容について協議した後、契約締結を行う。

契約内容に最適受託候補者の提案内容等を含めるため、仕様書に記載する内容を調整する

(3) その他

- ①落選者は、審査結果の説明を求めることができ、市は書面で回答をする。
- ②提出された参加表明書及び提案書は、審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③提出された書類は選考作業において必要な範囲において複製をする場合がある。
- ④提出された書類一式は返却しないものとする。また、多摩市文書管理規程に基づき適切に保存・廃棄を行う。
- ⑤本業務受託者となった事業者からの提出書類等の著作権は、本市に譲渡することとする。
- ⑥本業務に関わる成果物の著作権は市に譲渡するものとする。
- ⑦提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ⑧同時期に実施する「多摩市役所本庁舎建替基本設計業務委託」の事業者選定の結果により、本契約の事業者選定を中止とする場合がある。
- ⑨多摩市に対して情報公開請求があった場合は、多摩市情報公開条例に基づき、プロポーザル手続きに使用した資料が公開されることがある。ただし、参加事業者の不利益となるような情報や、今後のプロポーザル手続きに支障をきたすおそれがある情報等については、公開をしないこととする。
- ⑩本業務の受託者及び受託者と資本・人事面において関連がある企業は、今後発注する多摩市新庁舎整備に関する設計、工事、その他の業務委託(CM業務を除く)の受託者・受注者となることはできない。
- ⑪多摩市役所本庁舎建替事業発注者支援（CM前期）業務委託に係るプロポーザルに関連して多摩市から開示を受けた情報については、多摩市から事前に承諾を得ることなく、本プロポーザル参加者以外の第三者に対して開示又は漏洩しないよう守秘義務を負うこと。ただし、本プロポーザル期間中に本市が開示情報を公表した場合を除く。
- ⑫開示情報を本プロポーザルへの参加目的以外で使用しないこと。本プロポーザル終了後、開示を受けた情報については、適切に廃棄すること。